

ガス小売供給約款

令和元年 10 月 1 日実施

島原Gエナジー株式会社

目 次

I	この小売約款の適用.....	1
1.	実施及び適用	1
2.	この小売約款の変更	1
3.	用語の定義	2
4.	日数の取り扱い	4
II	使用の申し込み及び契約.....	5
5.	使用の申し込み	5
6.	契約の成立及び変更	5
7.	承諾の条件	5
8.	ガスの使用開始日	6
9.	名義の変更	6
10.	ガス使用契約の解約.....	6
11.	契約消滅後の関係.....	7
III	ガス工事	8
12.	ガス工事.....	8
IV	検針及び使用量の算定.....	9
13.	検 針	9
14.	計量の単位.....	10
15.	使用量の算定.....	10
16.	使用量のお知らせ.....	12
V	料 金 等	13
17.	料金の適用開始.....	13
18.	支払期限.....	13
19.	料金の算定.....	13
20.	単位料金の調整.....	14
21.	料金の精算等.....	15
22.	保証金	16
23.	料金又は延滞利息の支払方法.....	16
24.	料金又は延滞利息の口座振替.....	16
25.	料金又は延滞利息の払込み.....	16
26.	料金又は延滞利息の当社への支払日.....	17
27.	延滞利息.....	17
28.	料金又は延滞利息の支払順序.....	18

29.	料金以外の費用の支払方法.....	18
VI	供給	19
30.	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性.....	19
31.	供給又は使用の制限等.....	19
32.	供給停止.....	20
33.	供給停止の解除.....	20
34.	損害賠償等.....	21
VII	保安	22
35.	供給施設等の保安責任.....	22
36.	周知及び調査義務.....	22
37.	保安に対するお客さまの協力.....	22
38.	お客さまの責任.....	23
39.	供給施設等の検査.....	24
40.	ガス事故の報告.....	24
VIII	その他	25
41.	使用場所への立ち入り.....	25
42.	裁判管轄.....	25
付則	26
(別表)	27
第1	この小売約款の適用地域	27
第2	ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式.....	28
第3	最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式.....	29
第4	適用する料金表	30
第5	料金の日割計算(1)	33
第6	料金の日割計算(2)	33
第7	標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式.....	34
第8	燃焼速度・ウォッベ指数	35

I この小売約款の適用

1. 実施及び適用

- (1) 当社が一般の需要に応じ、お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「需要地一般ガス導管事業者」といいます。）が維持および運用する導管によりガスを供給する場合（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。）のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、このガス小売供給約款（以下「この小売約款」といいます。）によります。
- (2) この小売約款は、別表第1の地域に適用いたします。
- (3) この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. この小売約款の変更

- (1) 当社は、この小売約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売約款の変更に異議がある場合は、この小売約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給先番号を記載します。
- (4) この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

— 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの附属施設をいいます。

— 導管 —

- (9) 「内管」… 道路とお客さまが所有又は占有する土地との境界線からガス栓までの導管及びその附属施設をいいます。
- (10) 「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (11) 「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (12) 「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (13) 「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (14) 「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ需要地一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (15) 「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。

(16) 「メーターガス栓」…ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

— 消費機器 —

(17) 「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

— その他の定義 —

(18) 「ガス工事」… 需要地一般ガス導管事業者が行う供給施設の設置又は変更の工事をいいます。

(19) 「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。

(20) 「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(21) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(22) 「需要場所」…ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅

各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。

なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。

イ 各戸が独立的に区画されていること

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。

③ 施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(23) 「ガス小売供給に係る無契約状態」…お客さまが5(1)のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。

4. 日数の取り扱い

この小売約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 使用の申し込み及び契約

5. 使用の申し込み

- (1) 当社によるガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売約款等を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただくほか、お客さまの氏名、住所を証明するもの（法人の場合は登記簿謄本等、個人事業者の場合は自宅住所を示す住民票等とします。）を提示していただくことがあります。
- (3) 申し込みの受付場所は当社といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話等による申し込みを受け付けることがあります。

6. 契約の成立及び変更

- (1) ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、当社が5（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガスの供給及び使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、（1）にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

7. 承諾の条件

- (1) 当社は、5（1）のガス使用の申し込みがあった場合には、（2）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、（3）又は（4）の場合を除きます。
- (2) お客さまの資産となる内管は、需要地一般ガス導管事業者が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、需要地一般ガス導管事業者が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、需要地一般ガス導管事業者が実施する工事は、需要地一般ガス導管事業者の定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によるものとします。
- (3) 当社は、次に掲げる当社又は需要地一般ガス導管事業者の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
 - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合

- ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社又は需要地一般ガス導管事業者の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
- (4) 当社は、申込者が当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、(2) から (4) によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

8. ガスの使用開始日

当社は、お客さまとのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。

- ① ガス小売事業者又は需要地一般ガス導管事業者による最終保障供給契約からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16(1)の定例検針日の翌日（検針できた場合に限ります。）。
- ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けることがあります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び33(1)の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、お客さまの希望する日。

9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまのガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。
- (2) (1)の場合においても、前に使用されていたお客さまとのガス使用契約が消滅している場合には、5(1)の規定によって申し込んでいただきます。

10. ガス使用契約の解約

(1) 引越し（転出）等の理由による解約

- ① ガスの使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。
- ② お客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当社がガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があつ

たものいたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに32(1)の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものいたします。

(2) 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約

お客さまがガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。

当社は当該ガス小売事業者からの依頼を受け、お客さまとのガス使用契約を解約するために所定の手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客さまへのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします(検針できた場合に限ります。)

(3) 当社は、7(3)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。

(4) 当社は、32(1)の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、解約の15日前及び5日前(休日を含みます。)を目安に少なくとも2回お客さまに予告して、ガス使用契約を解約することがあります。

11. 契約消滅後の関係

(1) ガス使用契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、10の規定によってガス使用契約が解約されても、消滅いたしません。

(2) 需要地一般ガス導管事業者は、10の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等需要地一般ガス導管事業者所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ ガス工事

12. ガス工事

当社は、需要地一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

IV 検針及び使用量の算定

13. 検針

— 検針の手順 —

- (1) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
- ① 検針区域の設定 … 効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
 - ② 定例検針を行う日の設定 … 検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。ただし、③及び④については、当社が検針を行います。
- ① 新たにガスの使用を開始した日（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合及び④の場合を除きます。）
 - ② 10(1)から(3)の規定により解約を行った日
 - ③ 32(1)の規定によりガスの供給を停止した日
 - ④ 33(1)の規定によりガスの供給を再開した日
 - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
 - ⑥ 8①ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの使用開始日の前日
 - ⑦ その他当社又は需要地一般ガス導管事業者が必要と認めた日

— 検針の省略 —

- (3) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、お客さまが8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が4日（18(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、ガス使用契約が10(1)又は10(2)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が3日（18(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 当社は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が6日（18(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、お客さまの不在又は災害等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

14. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 15(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

15. 使用量の算定

— 検針日及び料金算定期間 —

- (1) 当社及び需要地一般ガス導管事業者は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みより、その料金算定期間の使用量を算定します。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

また、8①の場合には、使用開始日の前日のガスメーターの読みを、前回の検針日におけるガスメーターの読みとして取り扱います。

- (2) (1)の「検針日」とは、次の日をいいます((3)、(7)及び18(1)において同じ。)

① 13(1)及び(2)(ただし、⑤を除きます。)までの日であって、検針を行った日

② 15(4)から(7)までの規定により使用量を算定した日

③ 15(8)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

- (3) (1)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②及び③の場合を除きます。)

② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は33(1)の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間

③ 32(1)の規定によりガスの供給を停止した日に33(1)の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 当社及び需要地一般ガス導管事業者は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

- (5) (4)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式

で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$ (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備 考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 当社及び需要地一般ガス導管事業者は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきには、その月の使用量は0立方メートルとします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 当社及び需要地一般ガス導管事業者は、8に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 当社及び需要地一般ガス導管事業者は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4)から(7)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

(9) 当社は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、お客さまと協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第2の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

(10) 当社は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(11) 災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえ改めて使用量を算定し直します。

- (12) 当社及び需要地一般ガス導管事業者は、30(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第3の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

16. 使用量のお知らせ

当社は、15の規定により使用量を算定したときには、速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。

V 料金等

17. 料金の適用開始

料金は、8のガス使用開始日又は33(1)の規定により供給を再開した日から適用いたします。

18. 支払期限

(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。

① 検針日(13(2)①、④、⑥及び15(8)を除きます。)

② 15(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日

③ 15(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、16により使用量をお知らせした日

(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。

(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月30日を除き、以下同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

19. 料金の算定

— 料金の算定方法 —

(1) 当社は、別表第4の料金表を適用して、16の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。ただし、託送約款等の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします。((4)及び(5)の場合も同様といたします。)

— 料金算定期間及び日割計算 —

(2) 当社は、(3)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。

(3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社又は需要地一般ガス導管事業者の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

② 8①ただし書及び8②の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合

- ③ 10 (1) から (3) の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合
 - ④ 32 (1) の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 (13 (5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
 - ⑤ 33規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合 (13 (5) により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)
 - ⑥ 31 (1) の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (4) 当社は、(3) ①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。
- (5) 当社は、(3) ⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第6によります。

— 端数処理 —

- (6) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

- (7) 当社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金 (基準単位料金又は調整単位料金) をあらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

20. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第4の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第4の2(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金 (1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金 (1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

85,350円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第4の2(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9423 \\ + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0620$$

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の事業所において
掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額と
いたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

21. 料金の精算等

- (1) 当社は、15(5)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社は、すでに料金としていただいた金額と15(9)、(10)、(11)の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、30(2)で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第7の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きま
す。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り
捨てます。

2.2. 保証金

- (1) 当社は、5 (1) の申し込みをされる方、又は支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなかったお客さまから、供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件として、その申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分(お客さまが設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- (3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。

2.3. 料金又は延滞利息の支払方法

お客さまは、料金又は延滞利息(27の規定による延滞利息をいい、以下同様とします。)を口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、33(1)①及び②に規定する料金又は延滞利息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

2.4. 料金又は延滞利息の口座振替

- (1) 料金又は延滞利息を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。
- (2) お客さまは、料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、当社所定の申込書によりあらかじめ当社に申し込んでいただきます。
- (3) 料金又は延滞利息の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
- (4) 料金又は延滞利息の支払方法として口座振替の方法を申し込まれたお客さまは、口座振替の手続きが完了するまでは料金又は延滞利息を払込みの方法でお支払いいただきます。

2.5. 料金又は延滞利息の払込み

- (1) お客さまは、料金又は延滞利息を払込みの方法で支払われる場合((2)の場合を除きます。)は、当社で作成した払込書により、当社が指定したコンビニエンスストアでお支払いいただきます。
- (2) お客さまが、当社の指定するクレジットカード会社又は不動産管理会社等(以下「立替決済会社」といいます。)との契約に基づき、その立替決済会社に毎月継続して料金又は延滞利息を支払う場合は、立替決済会社を通じてお支払いいただきます。

滞利息を立替えさせる方法により当社が指定し金融機関等を通じて払込みにより支払われる場合は、当社所定の申込書又は立替決済会社所定の申込書によりあらかじめ当社又は立替決済会社に申し込んでいただきます。

- (3) 料金又は延滞利息の支払方法として(2)の方法を申し込まれた場合は、立替決済会社との手続きが完了するまでは料金又は延滞利息を、すでにガスをお使いのお客さまは申し込み時点の支払方法である口座振替又は(1)の払込みの方法で、新たにガスの使用を申し込まれたお客さまは(1)の払込みの方法でお支払いいただきます。

26. 料金又は延滞利息の当社への支払日

- (1) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息をコンビニエンスストアで払込みの方法で支払われる場合、そのコンビニエンスストア払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 当社は、お客さまが料金又は延滞利息を25(2)により支払われる場合は、立替決済会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。

27. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。
- $$\text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \\ \times 0.0274 \text{ パーセント (1円未満の端数切り捨て)}$$
- (備考)
- 消費税等相当額の算定方法は、別表第4の2(3)のとおりといたします。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、28及び32①の適用にあたっては、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

28. 料金又は延滞利息の支払順序

料金又は延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

29. 料金以外の費用の支払方法

料金以外の代金については、原則として払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当社が指定した金融機関
- ② 当社が定めた料金払込窓口

VI 供 給

30. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

(1) 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、別表第8燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。

(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は、13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量	46メガジュール
	最低熱量	44メガジュール
圧 力	最高圧力	2.5キロパスカル
	最低圧力	1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	47
	最低燃焼速度	35
	最高ウォッベ指数	57.8
	最低ウォッベ指数	52.7
	ガスグループ	13A
	燃焼性の類別（旧呼称）	13A

(3) 当社は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(4) 当社は、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、この場合当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

31. 供給又は使用の制限等

(1) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

- ① お客さまが41に掲げる当社係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合
- ② お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失われた場合
- ③ お客さまが、35、37及び38の保安に係る当社への協力又は責任の規定に違反した場合

(2) 需要地一般ガス導管事業者は(1)①又は②の場合で、お客さまがガスの使用を制限または中止しないときは、ガスの供給を制限または中止することがあります。この場合、当社又は需要地一般ガス導管事業者は、緊急やむをえないときを除き、お客さまに対し、制限又は中止を行なう旨をお知らせいたします。

(3) 需要地一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を制限又は中止することがあります。この場合、需要地一般ガス導管事業者は、必要に応じ

お客さまに対し、制限又は中止を行なう旨をお知らせすることがあります。

- ① 災害等その他の不可抗力による場合
 - ② ガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ⑦ 保安上又はガスの安全供給上必要がある場合
 - ⑧ その他当社のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (4) 当社は (1)、(2)、および (3) にともなう料金の減額は行いません。

3 2. 供給停止

- (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、供給を停止する日の15日前及び5日前（休日を含みます。）を目安に少なくとも2回予告いたします。
- ① 支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が休日の場合は、その直後の休日でない日）を経過してもなお料金又は延滞利息のお支払いがない場合
 - ② 当社と他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
 - ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金又は延滞利息以外の債務について、お支払いがない場合
 - ④ 4 1 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
 - ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ⑥ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合
- (2) 当社は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。
- ・ クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合

3 3. 供給停止の解除

- (1) 3 2 (1) の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給

を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

- ① 32 (1) ①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合
 - ② 32 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金及び延滞利息でそれぞれのガス使用契約で定める支払期限日が到来した全ての料金及び延滞利息を支払われた場合
 - ③ 32 (1) ③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合
- (2) 32 (2) の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給契約に基づき供給を行います。
- (3) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時の間に行います。

34. 損害賠償等

- (1) 託送約款等の定める託送供給の制限又は中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限又は中止を行なわなかったこと及びその他お客さまの責めとなる事由により、需要地一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等にもとづき、当社が需要地一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けたときは、当社は、その賠償に要する金額を、お客さまに支払っていただきます。
- (2) 8の規定により定めた使用開始日にガスを供給できなかった場合、31 (1)、(2) 又は(3)の規定によりガスの供給が制限又は中止された場合で、それが当社の責めに帰すべき事由ではないときは、当社は、お客さま又は第三者の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 30 (2) に規定するガスの熱量等および30 (3) の規定により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は、お客さま又は第三者の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 10 (1) ②、(3)、(4) 及び32の規定によりガス使用契約を解約したことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は、お客さま又は第三者の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) その他当社の責めとならない事由によりお客さま又は第三者が損害を受けた場合は、当社は、賠償の責任を負いません。
- (6) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責任を負う場合には、故意又は重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものといたします。

VII 保 安

35. 供給施設等の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる3に規定する境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 需要地一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 需要地一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、需要地一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせします。
- (4) お客さまが需要地一般ガス導管事業者の責めとなる事由以外の事由により損害を受けたときは、需要地一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

36. 周知及び調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- (3) 当社は、(2)の調査の結果、お客さまの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (4) 当社は、(3)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
- (5) 当社は、(2)の調査の結果及びお客さまが(3)の措置をとった場合はその内容について、需要地一般ガス導管事業者へ通知いたします。お客さまは、当社が需要地一般ガス導管事業者へ通知することを承諾していただきます。
当社は、需要地一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報について、需要地一般ガス導管事業者に通知いたします。お客さまは、当社が需要地一般ガス導管事業者へ通知することを承諾していただきます。

37. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓及びその他ガス栓を閉止して、需要地一般ガス導管事業者に通知していただきます。又、当社がガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓及びその他ガス栓を閉止して、需要地一般ガス導管事業者に通知することがあります。これらの場合には、需要地一般ガス導管事業者は、た

だちに適切な処置をとります。

- (2) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社又は需要地一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。
なお、供給又は使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1) の場合に準じて需要地一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) 当社は、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行なうことがあります。
なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、当社は、(1) の場合に準じて需要地一般ガス導管事業者へ通知することがあります。
- (4) お客さまは、35及び36(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するように改修し、又は使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (5) 当社又は需要地一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、お客さまに、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (6) お客さまが供給施設を変更し、又は供給施設若しくは30に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、需要地一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。
- (7) お客さまは、需要地一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (8) 需要地一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

38. お客さまの責任

- (1) お客さまは、36の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、需要地一般ガス導管事業者の指定する場所に需要地一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用はお客さまの負担といたします。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車又は次の各号に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 30に規定する供給ガスに適合するものであること。

- ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 需要地一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) お客さまは、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- ① お客さまは、需要地一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
 - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは保安業務に協力しなければならないこと。
 - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣から当該所有者及び占有者に協力するよう勧告されること。

39. 供給施設等の検査

- (1) お客さまが当社にガスメーターの計量の検査を請求する場合は、次のとおりといたします。
- ① 検査の実施
 - イ お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、当社は、託送約款等にもとづき需要地一般ガス導管事業者に検査を請求いたします。
 - ロ 当社は、需要地一般ガス導管事業者からの検査の結果を受領した場合には、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
 - ② 検査料の負担
 - 当社は、検査料（当社が託送約款等にもとづいて支払いを要することとなった費用の全額といたします。）をお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を需要地一般ガス導管事業者に対して請求することができます。この場合、検査料は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
- なお、需要地一般ガス導管事業者は、お客さまに検査の結果をすみやかにお知らせします。
- (3) 当社又はお客さまは、需要地一般ガス導管事業者が（1）及び（2）により検査を行なう場合には、自ら検査に立会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

40. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、需要地一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、需要地一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて承諾していただきます。

VIII その他

4 1. 使用場所への立ち入り

当社又は需要地一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業
- ③ 需要地一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ 10（1）、（3）及び（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 31又は32の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーターの法定検定期間満了等による取り替えの作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

4 2. 裁判管轄

この供給約款及びこれに基づくガス使用契約に関連してお客さまと当社との間に生じる一切の紛争は長崎地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則

1. この供給約款の実施期日

この小売約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. この小売約款の掲示

当社は、この小売約款を、当社の事業所及びホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別表)

第1 この小売約款の適用地域

一般ガス導管事業者である西部ガス株式会社の供給区域のうち、島原市
(詳細は、西部ガス株式会社の託送供給約款の「一般ガス導管事業の供給区域」を参照下さい。)

第2 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

V は、15（9）の規定により算定する使用量

V_1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

第3 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、15 (12) の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力 (キロパスカル)

V₁は、ガスメーターの検針量

第4 適用する料金表

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから14立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が14立方メートルを超え、29立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が29立方メートルを超え、97立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が97立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- 料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷(1＋消費税率)

3. 料金表A（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	9 1 3 . 0 0 円
--------------------	---------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 5 2 . 2 4 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料

(2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 1 3 3 . 0 0 円
--------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 3 7 . 2 5 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 5 6 2 . 0 0 円
--------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 2 2 . 6 4 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D（消費税等相当額を含みます）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 1 6 7 . 0 0 円
--------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 1 6 . 4 5 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

第5 料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4の料金表A、料金表B、料金表C又は料金表Dの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

1. 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第4の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

2. 従量料金

別表第4の料金表における基準単位料金又は20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第4における適用基準と同様といたします。

第6 料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4の料金表A、料金表B、料金表C又は料金表Dの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

1. 日割計算後基本料金

基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第4の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

2. 従量料金

別表第4の料金表における基準単位料金又は20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第4における適用基準と同様といたします。

第7 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

Dは、21(3)の規定により算定する金額

Fは、19の規定により算定した従量料金

Cは、30(2)に規定する標準熱量

Aは、ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

第8 燃焼速度・ウォッベ指数

1. 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum (\alpha_i A_i)}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

2. ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいいます。

[算式]

$$WI = H / \sqrt{a}$$

WI = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = ガスの熱量（メガジュール）

3. 燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の種類	ガスグループ	ウォッベ指数 (WI)		燃焼速度 (MCP)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
13A	13A	52.7	57.8	35	47